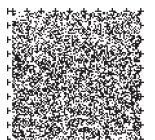


資料編

1	地域生活支援拠点の整備	44
2	障害者施策の動向	44
3	障害者計画・第三期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）の進捗状況	45
(1)	障害者計画	45
(2)	第三期障害福祉計画	54
4	事業説明	57
5	計画策定の進め方	60
6	障害者計画懇談会等からのご意見	61
(1)	障害者計画懇談会	61
(2)	障害者地域自立支援協議会	64
(3)	団体ヒアリング	64
(4)	事業者ヒアリング	65
(5)	当事者ヒアリング	65
7	設置要綱等	66



1 地域生活支援拠点の整備

- 第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、障害者地域生活支援センター等の相談支援機関とグループホーム等が連携し地域生活を支援する「面的整備」型の地域生活支援拠点により対応します。
- 第五期障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）においては、グループホームと短期入所、相談支援の機能を加え、新たに拠点型の地域生活支援拠点を整備します。

2 障害者施策の動向

（障害者自立支援法の施行）

- 近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。平成 15 年 4 月からの支援費制度により、サービス利用が措置から契約へ転換し、利用者がサービスを選択・決定できる仕組みが導入されました。平成 18 年 4 月には、身体・知的・精神の 3 障害に関するサービスの一元化や就労支援の抜本的強化等を内容とした障害者自立支援法が施行されました。

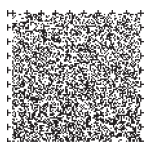
（障害者権利条約の批准に向けた障害者制度改革）

- 平成 18 年 12 月には、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されました。国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法令の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、「相互に尊重し合う共生社会の実現」をその目的とし、「差別の禁止」を明確化しました。これに続き、差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。
- 平成 23 年 6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待防止に向けた体制整備が進められました。平成 25 年 6 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が改正され、雇用分野における差別の禁止、精神障害者の雇用率算定が盛り込まれました。
- 平成 24 年 6 月には、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更し、障害者の範囲の拡大、障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。

（共生社会の実現に向けた施策の総合的展開）

- こうした取組を経て、わが国においても、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。今後は、障害者権利条約や障害者基本法を踏まえ、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、また、障害者が自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした共生社会の実現に向けた施策を総合的に展開することが求められています。

障害者権利条約…障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を図るもの。障害に基づくあらゆる差別の禁止などの規定がある。日本は平成26年1月に条約締結した。

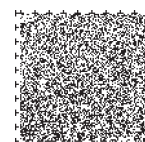


3 障害者計画・第三期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）の進捗状況

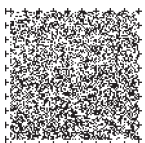
(1) 障害者計画

※印は、平成27年1月調査時点で把握できる実績です。

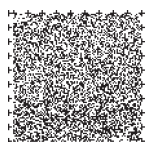
事業名	24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
1 相談支援体制の強化とケアマネジメントの活用				
総合福祉事務所の相談 ○身体障害者相談 ○知的障害者相談	65,286 件／年 9,305 件／年	66,298 件／年 8,755 件／年	65,000 件／年 8,500 件／年	充実
保健相談所の相談(精神保健相談件数)	41,044 件／年	35,674 件／年	成人期の発達障害者への相談窓口を開設。多様な相談に応える体制を整備	充実
障害者地域生活支援センターの相談	相談件数 27,135 件／年	相談件数 36,921 件／年	相談件数 38,000 件／年	相談件数 22,000 件／年 基幹相談支援センター化
サービス等利用計画作成事業者の育成	2事業者 (延べ数)	12 事業者 (延べ数)	18 事業者 (延べ数)	21 事業者 (延べ数)
成年後見制度の普及(はっとサポートねりま) ○相談件数 ○専門相談会 ○権利擁護法律相談会 ○出張相談会 ○説明会・学習会	6,569 件／年 12 回／年 3 回／年 5 回／年 22 回／年	8,332 件／年 10 回／年 4 回／年 5 回／年 24 回／年	8,000 件／年 12 回／年 3 回／年 10 回／年 20 回／年	継続
子ども発達支援センターの整備	開設 (平成 25 年1月)	事業実施	事業実施	開設 (平成 24 年度)
中途障害者支援事業 ○相談件数(延べ数) ○中途障害者通所事業延べ人数	18 人／年 —	179 人／年 359 人／年	250 人／年 4,248 人／年	実施
障害者地域自立支援協議会 ○専門部会	3回／年 14 回／年	3回／年 10 回／年	3回／年 16 回／年	充実
身体・知的障害者相談員(相談件数)	911 件／年	1,018 件／年	1,000 件／年	充実
相談情報ひろば事業	常設型6か所 週1日型4か所	常設型7か所 週1日型2か所	常設型7か所 週1日型4か所	常設型6か所
障害者福祉連絡懇談会	1回／年	1回／年	1回／年	継続
地域精神保健福祉関係者連絡会	11 回／年	12 回／年	12 回／年	継続



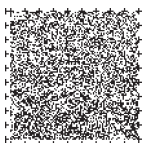
事業名	24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
練馬区精神保健福祉連絡会	1回/年	1回/年	1回/年	練馬区精神保健医療福祉連絡会として継続
障害者福祉のしおり作成	しおり（点字版・テープ版・デジ版）作成	作成なし	しおり（点字版・テープ版・デジ版）作成	継続
障害者虐待防止センター機能の整備	障害者虐待防止センター整備・虐待通報専用ダイヤル設置	障害者虐待防止センター、虐待通報専用ダイヤル運営	障害者虐待防止センター、虐待通報専用ダイヤル運営	障害者虐待防止センターの整備（平成24年度）
障害者虐待防止ネットワーク	ネットワーク会議1回/年	虐待防止研修会開催	虐待防止研修会開催	実施
2 居宅系サービスを充実する				
障害者給付審査会の運営	審査判定件数 865件	審査判定件数 778件	審査判定件数 1,200件	継続
補装具の支給	交付 932件/年 修理 697件/年	交付 880件/年 修理 684件/年	※交付 437件/年 ※修理 329件/年	継続
練馬障害福祉人材育成・研修センターの運営	調査・研究	研修回数 60回/年 連携支援事業 実施2地区	研修回数 83回/年 連携支援事業 実施3地区	運営
障害福祉サービス事業者連絡会の支援	実施	運営委員会 12回/年 全体研修 2回/年	運営委員会 12回/年 全体研修 2回/年	継続
難病患者へのホームヘルプサービス	対象世帯 3世帯/年 延137時間/年	平成24年度末、 障害者総合支援法に移行	障害者総合支援法の事業に移行	継続
難病患者への日常生活用具支給	2件/年	平成24年度末、 障害者総合支援法に移行	障害者総合支援法の事業に移行	継続
重度脳性まひ者の介護	対象延人数 1,048人/年 派遣 延15,659回/年	対象延人数 989人/年 派遣 延14,767回/年	※対象 延632人/年 ※派遣 延9,460回/年	継続
出張調髪	402回/年	433回/年	440回/年	継続
福祉電話の設置・料金助成	116台/年	102台/年	※95台/年	継続
紙おむつの支給	延4,019件/年	延4,002件/年	延4,100件/年	継続



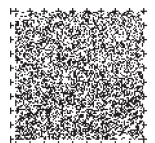
事業名		24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
	ショートステイ事業の充実	区立 4床 民間 24床	区立 8床 民間 23床	達成	区立8床・ 民間 23床 (延べ数)
	区立生活寮の事業移行	しらゆり荘開設	大泉つつじ荘 工事・法内化	達成	しらゆり荘 開設 大泉つつじ荘 法内化
3 日中活動系サービスを充実する					
	生活介護事業所誘致	開設準備	開設準備	開設 (平成26年6月)	開設
	区立施設の事業拡充	多機能化 3か所(延べ数)	多機能化 3か所(延べ数)	多機能化 3か所(延べ数)	多機能化 4か所(延べ数)
	白百合福祉作業所の改修	調査・設計	実施設計	工事・完了	検討
	民間事業者支援	運営費補助 25事業所/年	運営費補助 32事業所/年	運営費補助 33事業所/年	運営費補助 30事業所/年
	医療的ケアが必要な方への支援	区内3か所 (定員 15名)	区内3か所 (定員 20名)	区内3か所 (定員 20名)	定員増の検討
	社会適応訓練	事業所数 12所 参加者数 3人	事業所数 13所 参加者数 10人	事業所数 13所 参加者数 10人	継続
	地域活動支援センターⅢ型の整備	検討	整備 1カ所	整備 2カ所	整備2カ所 (延べ数)
	通所者の高齢化に関する課題の検討	自立支援協議会 高齢期支援 専門部会を設置	自立支援協議会 高齢期支援 専門部会にて 検討	専門部会開催 4回/年	充実
	中途障害者支援関係機関連絡会	4回/年	4回/年	4回/年	継続
4 居住系サービスを充実する					
	グループホーム・ケアホームの整備	区内事業所数 51所 区内室数 275室	区内事業所数 57所 区内室数 312室	区内事業所数 61所 区内室数 343室	区内事業所数 66所 区内室数 364室
	住宅設備改善費の給付	37件/年	31件/年	※16件/年	継続
	居住支援事業	1件/年	1件/年	1件/年	継続
	住宅修築資金の融資	あっせん 2件/年	あっせん 1件/年	あっせん 2件/年	継続
	ペアリフォーム事業	—	実施設計 2件/年	工事2件/年 実施設計 3件/年	継続
	練馬区福祉のまちづくり整備助成事業	17件/年	26件/年	40件/年	充実



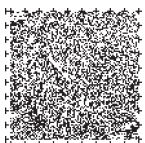
事業名	24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
5 サービスの質の向上				
福祉サービス第三者 評価受審支援	0件/年	0件/年	※0件/年	継続
保健・福祉の共同研修の 実施	2回/年	事業終了	—	継続
保健福祉サービス苦情 調整委員 ○苦情受付件数 ○相談件数 ○申立件数	149件/年 44件/年 25件/年	143件/年 57件/年 13件/年	※155件/年 ※31件/年 ※20件/年	継続
6 障害児支援を充実する				
乳幼児健康診査 ○4か月児健康診査 受診率 ○1歳6か月児健康診 査(歯科)受診率 ○3歳児健康診査 (内科)受診率	95.2% 86.5% 92.1%	96.1% 88.5% 91.3%	96.0% 85.0% 90.0%	96%以上 84%以上 90%以上
乳幼児経過観察健康 診査等 ○乳幼児経過観察健康 診査 ○心理発達相談 ○1歳6か月児健康診 査心理経過観察等	1,540件/年 1,331件/年 3,611件/年	1,494件/年 1,159件/年 4,250件/年	1,400件/年 1,100件/年 4,200件/年	継続
妊婦健康診査・妊婦 訪問指導 ○妊婦健康診査 1回目 ○妊婦健康診査 2回目以降 ○妊婦訪問指導	6,190件/年 56,193件/年 114件/年	6,089件/年 57,394件/年 102件/年	6,000件/年 57,000件/年 100件/年	継続
こんにちは赤ちゃん事業 ○新生児等訪問指導 実施率 ○産婦訪問指導 実施率	93.2% 91.5%	92.4% 90.0%	90.0% 90.0%	90%/年以上 90%/年以上
障害児保育 ○区立保育園 ○私立保育園 ○区立幼稚園 ○私立幼稚園・心身障 害児保育委託 ○私立幼稚園・学級補 助員配置助成 ○学童クラブ	58園 169人 18園 35人 5園 41人 19園 62人 9園 21人 79クラブ 146人	58園 166人 26園 54人 5園 39人 19園 62人 12園 28人 84クラブ 151人	60園 148人 29園 56人 3園 34人 19園 85人 12園 27人 92クラブ 212人(定員)	継続



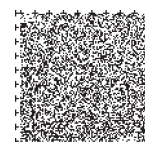
事業名	24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
児童デイサービス事業 ○児童発達支援事業所数 ○放課後等デイサービス事業所数	9 箇所 (延べ数) 14 箇所 (延べ数)	14 箇所 (延べ数) 21 箇所 (延べ数)	16 箇所 (延べ数) 27 箇所 (延べ数)	充実
特別支援教育の推進 ○知的障害学級 ○情緒障害等通級指導学級	23 校 11 校	23 校 12 校	23 校 12 校	23 校 12 校
特別支援教育に関わる教員の専門性の向上 ○特別支援教育研修会 ○特別支援教育コーディネーター研修会 ○学校生活支援員研修会	3回/年 4回/年 3回/年	3回/年 4回/年 3回/年	3回/年 4回/年 3回/年	継続
副籍制度	実施	実施	継続	継続
学校生活支援員事業	実施	実施	継続	継続
学校教育支援センターの整備・開設	整備準備	整備	達成	開設
障害児発達支援ネットワークの推進	事業計画策定	連携会議実施	継続	設置 (24年度)
障害児を持つ親の会などへの支援	ダウン症児親の会の開催支援 12回	ダウン症児親の会の開催支援 12回	ダウン症児親の会の開催支援 12回	継続
7 障害者就労を促進する				
就労支援マネジメント機能の充実 (レインボーワークや福祉施設を利用して就職した人数)	81 人/年	100 人/年	100 人/年 (平成 27 年 2 月)	113 人/年
就労支援コーディネート会議の実施	1回/年	0回/年	1回/年	14回/年
練馬区障害者就労促進協会の機能強化	公益財団法人 手続き完了	公益財団法人 の実現	障害者就労促進協会のあり方取りまとめ	公益財団法人化による機能強化
就労支援ネットワークの推進	11 回/年	13 回/年	12 回/年	継続
雇用支援セミナーの実施	0回/年	0回/年	1回/年	充実
福祉的就労事業所の支援力の向上 (就労支援セミナーの実施回数)	5回/年	5回/年	4回/年	充実



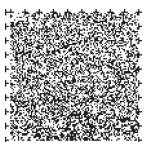
事業名	24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
職場定着支援の推進 (就労支援員派遣回数)	1,580回/年	1,569回/年	1,890回/年	1,890回/年
余暇支援事業の充実	検証および継続	2回/年	2回/年	充実
工賃増額の取組	継続	自主生産品カタログ作成 自主生産品販売所設置 (区役所内) 助成金の交付	自主生産品カタログ作成 自主生産品販売所設置 (区役所内) 助成金の交付	充実
8 社会生活支援を推進する				
入所施設・精神科病院からの地域生活移行促進	実施	実施	充実	充実
退院促進検討会	1回/年	1回/年	1回/年	継続
移動支援事業	延 9,364 人/年 延 150,521 時間/年	延 9,571 人/年 延 149,638.5 時間/年	※延 5,857 人/年 ※延 92,665.5 時間/年	充実
チェアキャブ運行事業	782件/年	933件/年	1,000件/年	継続
リフト付福祉タクシー	20,962回/年	22,085回/年	24,950回/年	継続
自動車燃料費助成事業	1,542人/年	1,521人/年	1,466人/年	継続
福祉タクシー券の交付	5,132人/年	4,997人/年	5,400人/年	継続
福祉有償運送支援事業	講習修了者 25人/年	講習修了者 29人/年	講習修了者 ※27人/年	継続
手話通訳者等派遣事業 ○手話通訳者派遣 ○要約筆記者派遣	2,843回/年 186回/年	2,655回/年 263回/年	3,000回/年 360回/年	継続 継続
外出困難等図書館利用 困難者への資料郵送サービス	利用登録者 73人	利用登録者 75人	継続	充実
録音資料、点字資料などの貸出	8,961件/年	7,666/年	継続	継続
視覚障害者への対面朗読	1,044時間/年	1,345時間/年	継続	継続
点字教室	受講者数 18人/年	受講者数 15人/年	受講者数 8人/年	継続
障害者パソコン教室	受講者数 20人/年	受講者数 19人/年	受講者数 23人/年	継続
手話講習会事業 ○ボランティア修了者数 ○中途失聴者難聴者修了者数	161人/年 18人/年	160人/年 15人/年	186人/年 20人/年	充実 充実
障害者IT支援者養成講座	修了者数 18人/年	受講者数 8人/年	受講者数 8人/年	継続



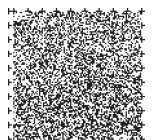
事業名	24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
ボランティア養成講座	12回／年	13回／年	継続	継続
地域福祉パワーアップカレッジねりまの充実	4期卒業生 32人 6期入学生 40人	5期卒業生 22人 7期入学生 45人	6期卒業生 ※30人 8期入学生 ※40人	卒業生、在学生の地域活動の促進（7割程度）
地域福祉入門セミナー	3回／年	3回／年	※2回／年	継続
NPO活動支援センター	相談事業、講座イベント等の実施	相談事業、講座イベント等の実施	相談事業、講座イベント等の実施	継続
障害者福祉大会	開催	開催	開催	継続
障害者フェスティバル	開催	開催	開催	継続
ふれあいバザールねりま	開催 2回／年	開催 2回／年	開催 2回／年	継続
障害者対象講座	各種講座 8講座／年	各種講座 10講座／年	各種講座 18講座／年	充実
精神障害者を抱える家族への支援	開催68回／年 参加者 388人／年	開催66回／年 参加者 403人／年	練馬家族会との協働事業で精神障害者「生活応援ガイドブック」を作成	継続
福祉連携緑化事業	17施設	18施設	19施設	19施設
障害者青年学級	学級数 4 参加者 202人	学級数 4 参加者 202人	学級数 4 参加者 193人	継続
障害者のスポーツ活動の推進				
○温水プール障害者専用コース	6館	6館	6館 (平成26年4月)	継続
○ねりまエンジョイスポーツDAY	1回／年	1回／年	1回／年	継続
○障害者通所施設合同運動会	1回／年	1回／年	1回／年	継続
心身障害者福祉集会所	実施	実施	実施	継続
障害福祉施設での地域交流の充実	合計27回 実施	合計32回 実施	実施	充実
練馬区障害者団体連合会への支援の充実	講演会後援 1回／年	講演会後援 1回／年	講演会後援 1回／年	充実
9 安全な暮らしを支える				
災害時要援護者名簿の作成	登録者数 31,970人	登録者数 25,833人	登録者数 ※25,226人	継続
災害時安否確認ネットワークの構築	区民防災組織等への説明会実施。 モデル地区7校で訓練実施	避難拠点を中心とした新たな安否確認の仕組みを構築	避難拠点を中心とした新たな安否確認の仕組み構築は完了	実施



事業名		24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
	防災マップ等の作成・災害時要援護者名簿の活用促進(名簿を受領している組織数)	123 組織	149 組織	区民防災組織に対し、引き続き働きかけを行う。災害時要援護者名簿に対応した住宅地図の配備を行う	50 組織 (延べ数)
	福祉サービス事業者との災害時の連携	検討	検討	継続	継続
	家具転倒防止器具取付費助成事業	0世帯/年	1世帯/年	0世帯/年 (平成27年2月)	継続
	福祉避難所の整備	食料等の備蓄	新規指定1か所 合計 37 か所	福祉避難所 37 か所	継続
	練馬区災害ボランティアセンター設置および運営	練馬文化センターにおいて訓練を実施 1回/年	練馬文化センターに、開設に必要な物品を配備	継続	継続
	情報連絡体制の整備	コミュニケーションボードの導入の検討	全避難拠点に筆談用コミュニケーションボードを配備	平成25年度中に配備完了	実施
	避難拠点訓練を通しての情報伝達のあり方の検討	聴覚障害者防災訓練を実施	聴覚障害者防災訓練を実施	聴覚障害者防災訓練を実施	継続
10	福祉のまちづくりを推進する				
	快適なまちづくり事業(歩行者横断部改良)	20 か所	20 か所	20 か所	60 か所 (延べ数)
	福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業	1地区検討	1地区検討	1地区検討	1地区検討
	既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進	意見聴取2件 (整備後検証2件)	意見聴取1件 (整備後検証1件)	改修 4件 (累計)	改修5件 (平成27年度・延べ数)
	商店街における自転車駐車場の整備推進事業	整備地区数 0地区	整備地区数 2地区	整備地区数 4地区	整備地区数 8地区 (延べ数)
	福祉のまちづくりサポーター育成事業 (サポーター登録者数)	320 人	446 人	※576 人	400 人
	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業(助成対象団体数)	延 106 団体	延 122 団体	※延 139 団体	延べ 137 団体
	練馬区福祉のまちづくりの担い手育成・研修事業	累計 58 人	累計 101 人	※累計 101 人	150 人(累計)



事業名		24年度	25年度	26年度見込	26年度目標
	情報提供のユニバーサルデザインガイドライン作成・普及事業	調査	検討	ガイドラインの編集方針を定め、各所管課が印刷物等の作成にあたり配慮すべき基準の案を策定	ガイドラインの案の作成
	福祉情報地図作成	13 地区	14 地区	15 地区	20 地区 (延べ数)
11 障害者医療を推進する					
	精神通院医療	10,063 人／年	10,228 人／年	10,680 人／年	継続
	更生医療	560 人／年	627 人／年	継続	継続
	育成医療	80 人／年	71 人／年	75 人／年	継続
	心身障害者医療費助成	5,377 人／年	5,429 人／年	5,430 人／年	継続
	小児慢性疾患の医療費助成	424 件／年	441 件／年	740 件／年	継続
	入院資金の貸付制度	1 件／年	5 件／年	0 件／年 (平成 27 年 2 月)	継続
	難病医療費等助成制度等	6,197 人／年	6,380 人／年	7,145 人／年	継続
	在宅重症心身障害児(者)訪問看護指導事業	105 人／年	93 人／年	実施	継続
	地域医療推進事業補助	実施	実施	実施	継続
	心身障害者(児)および在宅要介護高齢者歯科診療事業	2,730 人／年	2,723 人／年	2,700 人／年	継続
	摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問歯科診療事業	285 人／年	281 人／年	280 人／年	継続
	アウトリーチによる支援	対象者数 12 人／年 支援回数 11 回／年	対象者数 12 人／年 支援回数 11 回／年	継続	継続

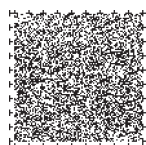


(2) 第三期障害福祉計画

① 障害福祉サービス・目標値と実績値（上段が目標値、下段が実績値）

※ 平成26年度は、平成26年12月の提供実績

サービス名		23年度	24年度	25年度	26年度	
訪問系	居宅介護	人/月	720	770	820	870
			744	779	794	830
		時間/月	16,560	16,940	18,040	19,140
			15,682	15,623	15,310	15,364
	重度訪問介護	人/月	107	97	98	100
			95	96	104	94
		時間/月	36,380	34,726	35,084	35,800
			35,270	34,136	35,762	33,650
	行動援護	人/月	4	2	2	2
			2	4	6	4
		時間/月	120	36	36	36
			76	144	288	206
	重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2	2
			0	0	0	0
	時間/月	868	868	868	868	
		0	0	0	0	
同行援護	人/月	240	270	300	300	
		127	189	181	195	
	時間/月	7,856	8,775	9,800	9,800	
		5,625	7,694	7,441	7,635	
居住系	施設入所支援	人/月	430	451	440	430
			367	430	439	433
	共同生活介護	人/月	125	155	162	162
		156	205	233	233	
	共同生活援助	人/月	160	169	182	364
		144	167	181	470	
日中活動系	生活介護	人/月	751	934	969	1,014
			770	924	955	1,005
	自立訓練（機能訓練）	人/月	14	8	18	20
			6	5	16	21
	自立訓練（生活訓練）	人/月	30	31	41	45
			29	31	45	37
	就労移行支援	人/月	156	203	221	225
			166	159	157	186
就労継続支援A型	人/月	30	80	80	85	
		59	81	91	94	
就労継続支援B型	人/月	750	929	959	979	
		840	954	984	998	
療養介護	人/月	8	60	60	60	
		4	69	68	71	
短期入所	人/月	125	165	220	225	
		139	179	224	207	

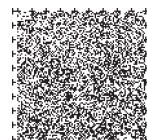


サービス名		23年度	24年度	25年度	26年度
相談支援	計画相談支援	人/月	/	214	630
				6	196
	地域移行支援	人/月	/	20	25
				1	3
	地域定着支援	人/月	/	10	15
				1	0

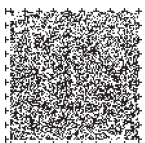
② 地域生活支援事業・目標値と実績値（上段が目標値、下段が実績値）

※ 平成26年度は、平成26年12月までの提供実績

サービス名		23年度	24年度	25年度	26年度
(1)相談支援事業					
①相談支援事業					
ア	障害者相談支援事業	設置数	4 4	4 4	4 4
イ	地域自立支援協議会	設置数	1 1	1 1	1 1
②	市町村相談支援機能強化事業	—	実施 実施	実施 実施	実施 実施
③	成年後見制度利用支援事業	—	実施 実施	実施 実施	実施 実施
(2)コミュニケーション支援事業					
①	手話通訳者派遣事業	件数/年	2,800 2,531	2,500 2,843	2,550 2,655
②	要約筆記者派遣事業	件数/年	130 281	350 186	355 263
(3)日常生活用具等給付事業					
①	介護・訓練支援用具	件数/年	65 61	60 45	65 34
②	自立生活支援用具	件数/年	159 154	155 172	160 142
③	在宅療養等支援用具	件数/年	89 104	75 101	80 86
④	情報・意思疎通支援用具	件数/年	221 178	170 162	180 162
⑤	排泄管理支援用具	件数/年	4,400 10,892	10,600 10,400	11,100 10,544
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数/年	50 54	50 37	50 15
⑦	緊急通報システム	件数/年	30 22	30 18	30 16
⑧	火災安全システム	件数/年	2 0	2 0	2 0
(4)移動支援事業		人/月	620 797	810 768	890 771
		時間/月	13,640 13,098	10,700 12,632	11,500 10,852
			975 888	12,100 13,961	



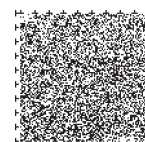
(5)地域活動支援センター機能強化事業					
① 地域活動支援センター I 型	設置数	4	4	4	4
		4	4	4	4
② 地域活動支援センター II 型	設置数	1	1	1	1
		1	1	1	1
	人/月	32	32	32	32
		30	23	25	29
③ 地域活動支援センター III 型	設置数	0	0	1	2
		0	0	1	2
	人/月	0	0	10	20
		0	0	0	21
(6)その他の事業					
①訪問入浴サービス	件数/年	3,017	2,700	2,800	2,900
		2,483	2,602	2,695	2,576
②知的障害者職親委託 制度	人/月	1	1	1	1
		1	1	1	1
③更生訓練費給付事業	件数/年	270	400	420	440
		297	291		
④施設入所者就職支度 金給付事業	件数/年	20	13	13	15
		32	42		
⑤日中一時支援事業	人/月	38	120	140	160
		120	164	155	155
	日数/月	152	480	560	640
		389	569	374	445
⑥生活サポート事業	人/月	4	1	1	2
		0	0	0	0
	時間/月	40	10	10	20
		0	0	0	0
⑦手話講習会事業	人/年	250	270	280	290
		193	250	175	206
⑧自動車運転免許取得 助成事業	件数/年	7	5	5	10
		6	1	7	5
⑨自動車改修費助成事 業	件数/年	13	8	8	10
		6	11	9	7



4 事業説明（障害者総合支援法および児童福祉法に規定する事業）

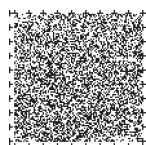
(1) 障害福祉サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。
重度訪問介護	重度の障害者で、常に介護を必要とする障害者に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動の援護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（平成26年4月から共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。）
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労に結びついていない障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定年齢に達している障害者に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、利用者の状況に応じて、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行います（モニタリング）。
地域移行支援	入所または精神科病院に入院している障害者が退所または退院する際、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅で単身その他、家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行います。



(2) 地域生活支援事業

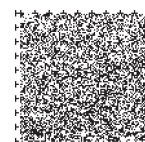
サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が、日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者とその家族、地域の方などが自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することおよび権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	区内4か所の障害者地域生活支援センターが、基幹相談支援センターとして、当事者への総合的・専門的な相談支援や、地域の民間相談支援事業者への指導助言などを行います。
地域自立支援協議会	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議します。第四期障害福祉計画には掲載しませんが、協議は継続します。
市町村相談支援機能強化事業	専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援機能を強化します。第四期障害福祉計画には掲載しませんが、基幹相談支援センター等機能強化事業として継続します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に要約筆記者を派遣し、障害者とその他の者との意思疎通の仲介をします。
介護・訓練支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「特殊寝台」「浴槽（湯沸器含む。）」「入浴担架」等です。
自立生活支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「歩行支援用具」「電磁調理器」「屋内信号装置」等です。
在宅療養等支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「電気式たん吸引器」「音声式体温計」「ネブライザー」等です。
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「ポータブルレコーダー」「活字文書読上装置」「情報受信装置」等です。
排泄管理支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「排泄支援用具」「収尿器」「紙おむつ」等です。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	重度の身体障害者等が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。
緊急通報システム	重度の身体障害者が自宅で急病になったとき等のために、外部の受信施設へ緊急通報できる機器を貸与します。
火災安全システム	重度の身体障害者および知的障害者に対し、火災に対する迅速な消火活動等を行うため、火災自動通報システム機器を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行います。



地域活動支援センターⅠ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センターⅡ型事業	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型事業	地域の実情に応じ、障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
訪問入浴サービス	長期にわたり入浴が困難な在宅の身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している者で生活保護受給者に対し、更生訓練費を支給する事業です。平成24年度末で終了しました。
施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者更生施設等に入所等している者が更生訓練や就職移行支援事業等を利用し、就職・自営により施設を退所することになった場合、就職支度金を支給する事業です。平成24年度末で終了しました。
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
生活サポート事業	居宅介護等の支給決定者以外の者で、日常生活および家事に対する必要な支援を行います。平成26年度末で終了しました。
手話講習会事業	手話の技術講習、聴覚障害者福祉に関する講演会等を行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者等が自動車運転免許取得するのに要する費用の一部を助成します。
自動車改修費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

(3) 障害児支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた未就学児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた就学している児童を対象に、放課後や夏休み期間等に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会などを提供します。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。また、利用している障害児通所支援の内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画の見直しを行います（モニタリング）。



5 計画策定の進め方

(1) 区民意見等の把握

ア 障害者計画懇談会の開催（平成 25 年 11 月～平成 26 年 9 月・計 6 回）

【委員】30 名（公募区民、障害者福祉団体、障害福祉サービス事業者、学校関係者、就労支援関係者、相談支援事業者、医療関係者、学識経験者）

イ 障害者地域自立支援協議会の開催

ウ 障害者基礎調査の実施（平成 25 年 12 月）

【対象】身体障害者手帳・愛の手帳所持者、自立支援医療制度（精神通院）利用者、難病医療費助成制度申請者、施設入所者から、合計 3,500 名を無作為抽出

【方法】郵送によるアンケート形式

エ 団体ヒアリング（平成 26 年 6 月）

【対象】21 団体（障害者団体、特別支援学校 P T A 等）

【方法】意見書の提出および聴き取り

オ 障害福祉サービス事業者ヒアリング（平成 26 年 6 月）

【対象】練馬区障害福祉サービス事業者連絡会登録の 168 事業所および練馬区障害福祉サービス事業者連絡会運営委員

【方法】アンケート形式および聴き取り

カ 障害当事者へのヒアリング（平成 26 年 6 月～7 月）

【対象】練馬区立貫井福祉園など区内の障害者福祉施設 10 か所の利用者

【方法】聴き取り

キ 区民意見反映制度による意見把握（平成 27 年 2 月）

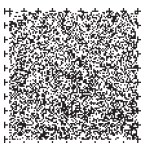
【方法】意見提出および素案説明会での意見聴取

(2) 庁内での検討

ア 障害者計画検討委員会の開催（平成 25 年 6 月～平成 27 年 2 月・計 8 回）

イ 分科会の開催（平成 25 年 10 月～平成 26 年 4 月）

- ・障害福祉計画分科会
- ・障害児支援分科会
- ・就労支援分科会
- ・啓発、権利擁護分科会



6 障害者計画懇談会等からのご意見

(1) 障害者計画懇談会

ア 計画目標、基本理念、計画の推進について

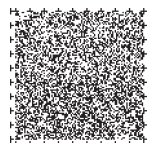
- ① 「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。本計画の策定にあたっては同条約の批准をふまえ、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、合理的配慮の実現による差別の解消等、共生社会をめざした障害者施策を展開できる計画とすべきである。
- ② 障害者個人の人権を尊重し、地域でその人が望む生活をめざす社会、各人が互いに理解し、認め合える社会をめざすことが重要である。
- ③ 「あんしん」「いきがい」「つながり」は基本理念として適切である。
- ④ 障害の種別や程度などに関わらず地域で自立して生活できるよう、障害者の特性を理解し、ニーズを的確に把握し、理念を実際の施策に反映させ、計画的にサービスを展開することが重要である。その際、「自立」は単に経済的な自立を指すものではなく、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加することを指すものとする。
- ⑤ 計画の着実な実現のため、PDCAサイクルを導入し、障害者地域自立支援協議会等の意見を聴き、目標と実施状況を確認し、その結果を公表することが重要である。

イ 相談支援について

- ① 相談支援事業の中核を担う機関を設定し、身近な相談窓口との連携により多様化している相談に対応できる体制を整えることが必要である。
- ② 研修の実施、他機関との連携を強化し、相談支援事業者の質の向上を図ることが必要である。
- ③ 相談支援体制の充実を図るため、インフォーマルな活動を含めてネットワークを地域に広げ、地域全体で障害者を見守り、必要に応じて専門機関に繋げるシステム構築を検討すべきである。
- ④ 相談機関の周知徹底を図るとともに、相談窓口に行けない方に対応するアウトリーチ型の相談体制を充実する必要がある。
- ⑤ 地域で安心して生活する為に、夜間・休日の相談体制を検討すべきである。

ウ 障害福祉サービス等について

- ① 住み慣れた地域で住み続けたいという希望を実現していくためには、グループホームの整備・住まいの確保を支援する体制構築等、多様な居住支援のあり方を検討すべきである。
- ② ライフステージに応じたサービス提供体制の整備、医療保健福祉に関わる機関の連携強化、インフォーマルな資源の活用を含め地域で生活する方を支援する仕組みが必要である。



- ③ 障害特性に応じたサービス提供体制を整えるとともに、サービス内容に関する周知徹底を図る必要がある。

エ 障害児支援について

- ① 保育、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を深め、早期発見・早期療育・ライフステージに応じた相談支援体制を構築することが重要である。
- ② 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・受け入れ枠の拡大等に力を入れるべきである。
- ③ 障害児支援においては、家族支援も重要である。相談支援の充実、レスパイトケアの支援、放課後や長期休暇中の支援充実を図る必要がある。
- ④ 切れ目のない相談支援体制の確立と同時に、制度の狭間にある障害児への対応を強化する取組も必要である。

オ 障害者就労について

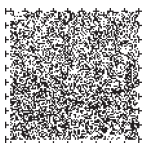
- ① 障害者が就労して働き続けるための職場環境づくりに向けて、企業の理解を深める取組を強化する必要がある。
- ② 職場訪問の強化、生活状況支援のため障害者地域生活支援センターとの連携強化等、就労定着支援の強化と、離職時に支援する取組が必要である。
- ③ 就労支援ネットワークに地域の社会資源を組み込み、身近な地域での実習・雇用を支援する等、多様な就労支援の仕組みを構築するべきである。
- ④ 専門機関との連携を強化し、発達障害や高次脳機能障害など、障害特性に応じた就労支援のスキルアップを図るべきである。

カ 社会生活の支援について

- ① 入所施設や精神科病院から地域移行することを促進し、地域生活の継続を支援するために、相談支援体制の充実と居住の場と日中の活動の場の確保が望まれる。
- ② 地域に住む障害者が気軽に相談できるよう、インフォーマルな社会資源を含めた身近な見守り体制について検討する必要がある。
- ③ 障害のある人が地域で住み続け、社会参加を促進していくためには、地域社会全体の障害理解を進めるべく取組を強化する必要がある。
- ④ 障害者が地域で利用でき、気軽に集える場所の設置が必要である。

キ 安全・安心な暮らしについて

- ① 災害時に想定される危険や支援体制等に関して要援護者となる障害者に周知しておく必要がある。
- ② 福祉避難所の情報提供・緊急時の対応方法・備蓄品には障害特性に応じた細やかな配慮が必要である。併せて避難所に行けない方への対応も検討しておく必要がある。



- ③ 「災害時要援護者名簿」は個人情報に配慮して活用するとともに、名簿登載の勧奨、登録しやすい工夫や配慮が必要である。

ク 福祉のまちづくりについて

- ① 個々の多様性を認め合い、障害を持つ人や家族の声にも耳を傾け、立場の違う方の状況を地域全体で共感的に理解して、差別の解消および障害理解を深める取組を進め、バリアのないまちづくりを総合的に進めるべきである。
- ② 新しい施設整備・道路整備の際は、障害当事者の意見を聞き、誰もが使いやすいよう設備や表示方法について配慮する必要がある。
- ③ 郵便物や印刷物など、視覚障害者に配慮した取組を推進する必要がある。その他、意思の疎通に関して支援が必要な障害者への対応も促進する必要がある。

ケ 権利擁護について

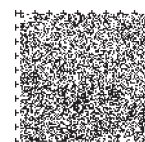
- ① 障害があっても基本的人権が保障され、障害者が当たり前の生活を送れるよう、区民に対する障害理解を深める施策をあらゆる場面で実施すべきである。
- ② 早い段階からの障害理解のためには、例えば、小学校・中学校時代からのインクルーシブな教育の推進や、交流教育、障害理解教育の推進等が必要である。
- ③ 行政・民間企業が提供するサービス利用時に、障害特性に応じた合理的配慮がなされるよう、取組を推進する必要がある。
- ④ 意思決定等に支援を必要とする障害者が社会生活において不利益を被ることのないよう、成年後見制度の普及を図るべきである。
- ⑤ 障害者の権利に関する苦情や相談窓口を明らかにし、権利の実現を図るとともに、サービス提供機関等におけるサービスの質の向上に努める必要がある。

コ 保健・医療について

- ① 医療機関への多様化する障害についての周知を図り、障害者が安心して受診できる環境づくりを進めるべきである。
- ② 医療・保健・福祉関係機関相互の連携を強化すべきである。
- ③ 増えつつある精神障害者に対応するため、ボランティア等と連携し、地域の見守り体制を構築し、病状が変化した時など必要に応じて専門機関につなげる仕組みを検討するとともに、アウトリーチの強化に取り組む必要がある。
- ④ 精神疾患、難病等に関する正確な医療情報の周知を図る取組が必要である。
- ⑤ 夜間休日に対応できる医療を含めた支援システムの構築を検討すべきである。

サ 障害福祉計画について

- ① 国の基本指針を踏まえ、計画の着実な実現のため、P D C Aサイクルを導入するべきである。そのためには、計画目標の実施状況を確認し、障害者地域自立支援協議会等に意見を求め、結果を公表することが重要である。
- ② 計画策定にあたっては、団体ヒアリングなどでの障害者やその家族の意見を十分に反映させ、障害者本人の意思が生かされるよう工夫する必要がある。



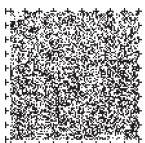
- ③ ライフステージに応じ、適切なサービス利用を進めていくためには、十分な情報発信や相談支援の充実を図る必要がある。

(2) 障害者地域自立支援協議会

- ① 障害者の自立を促し、自分らしく地域で生活するためには、障害者の自己決定を尊重し、意思決定のための支援を行うことが重要である。このため、障害当事者が自分自身を権利の主体者として意識できるような機会を提供し、障害の特性に応じた適切な情報提供の充実を図る必要がある。
- ② 障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人権を尊重する共生社会の実現のためには、さまざまな地域活動等の機会を捉え、情報発信や啓発に積極的に取り組むことで障害理解を推進し、また障害当事者が多くの区民と顔を合わせて交流できる場を設けて、地域全体で障害者を支えるための理解者を増やしていく必要がある。
- ③ 住み慣れた地域（練馬区）で将来にわたって暮らし続けていくために、障害者の地域生活支援を、現在の生活だけでなく、障害者自身の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、また病院や施設から地域移行する人たちへの支援を含めて、進めていく必要がある。このため、介護保険制度や心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進め、福祉サービスの整備、グループホームの増設、公営住宅や民間賃貸住宅の活用等、住まいの選択肢拡充に向けた検討、将来の生活に向けた様々な体験の機会・場の提供を進めるなど、支援体制の充実を図る必要がある。
- ④ 多くの障害者が家族と同居して暮らしている。また日常的な介護等の世話を家族が担っている場合が多い。このため、当事者支援の充実を図っていくことと合わせ、家族支援の取組が必要である。家族の負担軽減や相談支援の充実により、孤立化を防ぐことが、障害者支援につながっていく。

(3) 団体ヒアリング

- ① 生涯を通して身近に相談できる場の充実を図るとともに、窓口に行けない人のためにアウトリーチ支援体制の充実が必要である。
- ② 発達障害、難病、高次脳機能障害、精神障害等、取組が十分ではない障害に対する支援の充実が求められている。障害特性に応じたサービスの充実、就労支援、社会への理解促進、長期的・専門的な支援プログラム等が必要である。
- ③ 家族や介護者に対する支援の充実が求められている。休息機会の確保・将来への不安軽減のため、住まいの場や相談支援の充実を図る必要がある。
- ④ 災害時要援護者名簿の活用、安全な避難誘導や福祉避難所の整備等に取り組み、障害当事者と家族が安心できるよう周知徹底を図る必要がある。
- ⑤ 障害があっても当たり前前に社会生活を送るため、バリアのないまちづくりを総合的に進めるとともに、教育機関・医療機関・地域等への障害理解推進が必要である。

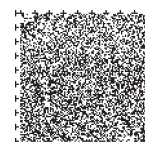


(4) 事業者ヒアリング

- ① 相談援助機関の整備とともに、相談機関がより身近に感じられるよう周知活動が必要である。また、孤立や拒否など相談機関に結びつかない潜在的な要援護者に対して早期に関わることが必要であり、地域連携等による援助体制の構築が求められている。
- ② 福祉サービス利用の煩雑さが、当事者、家族にとって負担であり、簡潔で整理された情報提供、手続きのサポート、訪問活動等の取組が必要である。また、自己申請が困難な障害者のため、生活の困難さを整理し、必要なサービスを提示できるよう、人材育成と援助技術の向上が重要である。
- ③ 地域で安心して生活するために、グループホーム整備、民間住宅への円滑な入所の支援、単身生活のサポート等、障害状況に応じて生活の場を選択できる支援が求められている。
- ④ 障害者優先調達推進法を生かした自主生産品の販路拡大や、共同受注の仕組みを検討する必要がある。また福祉と企業が積極的に協力し、多様な働き方の場や仕事の開発、障害者援助技術の理解、定着支援の強化等を図る必要がある。
- ⑤ 災害訓練や講習会等、事業所向けの研修会を充実させ、災害時に区内事業所が互いに受け入れ態勢について情報共有し、協力できる体制構築が必要である。

(5) 当事者ヒアリング

- ① 相談内容により窓口が変わり、相談場所が分かりにくい。総合相談窓口があるとよい。
- ② 区内で就労できる場所の充実を図り、フレックスタイム等柔軟な働き方の提供、障害特性に応じて利用できる作業所の充実を図ってほしい。
- ③ 社会参加を充実させるため、道路や建物のバリアフリーを図り、書類の点訳、手話通訳の配置等の情報保障を徹底してほしい。また、気軽に参加できるサークル活動、仲間作りの場、交流の機会等、障害者が参加できる活動についての情報をわかりやすく提示してほしい。
- ④ 職場での差別的発言や、街中で迷惑がられる現状がある。少しの気遣い、支援があれば安心して生活できる。道路や建物のバリアフリーも大事だが、それ以上に人の意識が変わってほしい。障害特性は一人ひとり違う、それを理解してほしい。



7 設置要綱等

(1) 練馬区障害者計画懇談会設置要綱

練馬区障害者計画懇談会設置要綱

17 練保障第 724 号
平成 18 年 2 月 3 日

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく練馬区障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画策定の内容に関する事項
- (2) 練馬区障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 公募区民 9 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 18 名以内
- (3) 医療関係者 1 名
- (4) 学識経験者 2 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が行う。

(公開)

第 7 条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 3 日から施行する。

付 則

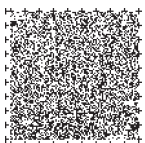
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

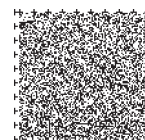
この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。



(2) 練馬区障害者計画懇談会委員名簿

(敬称略)

区分	委員	所属等	
1 公募区民 9名	馬場伸一	練馬地域	
	岩田理恵子	練馬地域	
	清水利明	練馬地域	
	津野勉	光が丘地域	
	石原秀男	石神井地域	
	丸山美恵	石神井地域	
	保坂勝子	石神井地域	
	妹尾まみ	石神井地域	
	中井孝吉	大泉地域	
2 障害者福祉関係者 18名 (1) 障害者福祉団体	横井紀子	練馬手をつなぐ親の会 副会長	
	森下叔彦	練馬区身体障害者福祉協会 相談役	
	加藤茂樹	練馬区視覚障害者福祉協会 副会長	
	鈴木満里子	練馬区肢体不自由児者父母の会 会長	
	関口方子	練馬区聴覚障害者協会 副会長	
	棚瀬典子	練馬障がい児(者)を持つ親の会 運営委員	
	松沢勝	NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長	
	安部井聖子	練馬区重症心身障害児(者)を守る会 会長	
	林田道子	NPO法人I amOKの会 理事長	
	久我善藏	練馬パーキンソン病友の会 副会長	
	(2) 障害者を対象とした事業を実施している法人・団体	北楯利宗	株式会社コミュニティ・ケア 代表取締役社長
		矢吹一夫	社会福祉法人花水木の会 理事長
		金井聡	社会福祉法人つくりっこの家 事務局長
		櫻井元	株式会社たまみずき 代表
	(3) 学校関係者	平塚雄二	練馬特別支援学校長
(4) 障害者就労支援関係者	谷部和男	池袋公共職業安定所 統括職業指導官	
	阿部財智	一般財団法人練馬産業連合会 副会長	
(5) 相談支援	岩田敏洋	豊玉障害者地域生活支援センター 所長	
3 医療関係者 1名	秋田博伸	一般社団法人練馬区医師会 会長	
4 学識経験者 2名	朝日雅也	埼玉県立大学社会福祉子ども学科 教授	
	岩崎香	早稲田大学人間科学学術院 准教授	



(3) 練馬区障害者計画懇談会開催経過

回	開催日	検討項目
第1回	平成25年11月6日	(1) 策定の趣旨 (2) 策定の進め方 (3) 障害者基礎調査
第2回	平成26年3月18日	(1) 障害者計画基礎調査(速報値) (2) 障害者計画・第三期障害福祉計画の進捗状況
第3回	平成26年5月29日	(1) 計画の構成 (2) 計画目標・基本理念
第4回	平成26年6月23日	(1) 分野別施策①
第5回	平成26年7月24日	(1) 分野別施策②
第6回	平成26年9月16日	(1) 練馬区障害者計画懇談会意見書(案) (2) 次期障害者計画・第四期障害福祉計画(たたき台)

(4) 練馬区障害者検討委員会設置要綱

練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成18年4月17日
18練福障第76号

(設置)

第1条 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、福祉部長とする。

3 副委員長は、健康部長および練馬区保健所長とする。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

(1) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の策定の方針に関する事項

(2) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の内容に関する事項

(3) その他、委員長が必要と認める事項

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

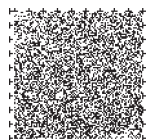
第6条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。



付 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

別表第1(第2条関係)

企画部企画課長
危機管理室防災課長
産業経済部経済課長
地域文化部文化・生涯学習課長
福祉部経営課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長
総合福祉事務所長(1名)
健康部健康推進課長 保健予防課長 保健相談所長(1名)
都市整備部住宅課長
教育振興部学務課長 教育指導課長 光が丘図書館長
こども家庭部子育て支援課長 保育課長

